解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾一九番地

有限会社隠岐眞珠

清算人　阿山多喜也

解散公告

当社は、平成二十二年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

島根県邑智郡邑南町下口羽一三〇八番地一

有限会社ノア企画

清算人　小田　博之

解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

広島県福山市曙町一丁目一二番一八号

芦田川商事株式会社

代表清算人　東岡　健

解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

広島県福山市曙町一丁目一二番一八号

ＦＡＳ株式会社

代表清算人　東岡　健

解散公告

当社は、平成二十二年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

香川県高松市朝日新町七番八号

四国ＤＮＴサービス株式会社

代表清算人　芦田　哲郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十二月十日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

東京都中央区八重洲二丁目三番一三号

大京町住宅マンション建替組合

代表清算人　生津　宗利

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

東京都品川区西五反田八丁目一番八号

特定非営利活動法人日本投資教育協会

清算人　相原　隆

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十二月三日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

滋賀県草津市南草津五丁目二番地五

草津市野路西部土地区画整理組合

代表清算人　石本　巖

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

大分市上野丘二丁目一〇番一号

清算法人大分県立第一高等女学校同窓会

代表清算人　和田　文子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日、大分県教育委員会の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

岡山県久米郡美咲町松尾一五三番地

特定非営利活動法人フレンズ美咲

清算人　髙橋　寛治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

東京都品川区西五反田八丁目一番八号

特定非営利活動法人日本投資教育協会

清算人　相原　隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

新潟県五泉市上木越甲八四三番地

特定非営利活動法人清流エコフォーラム

清算人　歌代　勲行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月二十七日開催の臨時総会の決議により平成二十二年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

札幌市中央区大通西七丁目二番地ダイヤビル

社団法人北海道国際農業交流協会

代表清算人　武田　善行

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年十一月十九日青森県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さるよう、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

青森市大字荒川字柴田一七五番地二

青森南部土地改良区

清算人代表　川村　輝美

解散公告（第三回）

洞城土地改良区は平成二十二年十月八日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内に申し出られたく、土地改良法第七十六条の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

兵庫県姫路市林田町上伊勢一二六番地

清算法人洞城土地改良区

清算人代表　岩谷　敏之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十七日

長崎県南島原市南有馬町戊七五九番地三

農事組合法人北岡古園野菜生産組合

清算人　井口　英敏

配当公告

名古屋市西区名駅二―二九―二八グランデール名古屋二一〇号　破産者　石川　貢二

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十二年（フ）第二四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金一一〇、二九三、一五九円

一、配当することのできる金額　金三二、七五八、五九一円

平成二十二年十二月二十七日

刈谷市若松町二丁目二番地

破産管財人　白濱　重人